

養育医療給付制度のご案内

1、養育医療とは

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その養育に必要な医療の給付を市が行なう制度です。なお、世帯の市町村民税額に応じて、自己負担額が生じます。

2、養育医療の対象者

江南市に住所を有する満1歳未満の未熟児で、以下の条件に該当する方。

- ・ **全国の指定養育医療機関に入院中の方**
- ・ 出生直後に次に掲げる（1）又は（2）の症状を有し、医師が入院養育を必要と認められた方

（1）出生時の体重が、2,000g以下のもの

（2）生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

1 一般状態

- ① 運動不安・けいれん ② 運動が異常に少ない

2 体温が摂氏34度以下

3 呼吸器、循環器

- ① 強度のチアノーゼが持続 ② チアノーゼ発作を繰り返す
- ③ 呼吸数が毎分50を超えて増加傾向 ④ 呼吸数が毎分30以下
- ⑤ 出血傾向が強い

4 消化器系

- ① 生後24時間以上排便がない ② 生後48時間以上嘔吐が持続
- ③ 血性吐物・血性便がある

5 黄疸

- ① 生後数時間以内に発生 ② 異常に強い

3、給付対象

次のものが対象になります。

- （1）診察
- （2）薬剤又は治療材料の支給
- （3）医学的処置、手術及びその他の治療
- （4）移送
- （5）食事療養費

※ただし、おむつ代・差額ベット代などの保険適用外のものについては対象外です。

4、申請方法

保護者が、次の申請先に必要書類を提出してください。

※必ず入院中に申請してください。

(1) 申請先

江南市保健センター 江南市北野町川石25-11 (江南市民文化会館南隣)

(2) 必要書類等

- ① 養育医療給付申請書(様式第1)
- ② 養育医療意見書(様式第2)
- ③ 子ども医療費支給申請書
- ④ 委任状
- ⑤ 申請者の本人確認書類(個人番号カード、通知カードと運転免許証等)
- ⑥ 同一世帯内全員の個人番号の確認ができる書類(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど)
- ⑦ 扶養義務者の市町村民税が確認できるもの(別紙市町村民税を確認する書類についてを参照)
- ⑧ 受給者の健康保険証(申請時に受給者の健康保険証ができていない場合は、扶養義務者の健康保険証が必要となります。なお、受給者の健康保険証ができましたら、速やかに提示をお願いします。)
- ⑨ 子ども医療費受給者証(申請時に子ども医療費受給者証ができていない場合は、子ども医療費受給者証ができましたら、速やかに提示をお願いします。)

※ ①～④の申請書類は保健センターにあります。

5、その他

- ・給付期間は原則3か月程度です。引続き養育医療が必要な場合や申請内容に変更が生じた場合は再度手続きが必要になります。
- ・世帯の市町村民税額に応じて、自己負担額が生じます。ただし、子ども医療費の支給申請手続きをすることで、助成を受けることができます。

お問い合わせ・申請先

〒483-8177

江南市北野町川石 25-11

江南市保健センター 母子保健グループ

電話 0587-56-4111

(平日8:30-17:15)